○つくば市議会パブリックコメント要綱

平成26年９月４日

議会告示第２号

（目的）

第１条　この要綱は、つくば市議会が行うパブリックコメントに関し、必要な事項を定めることにより、市民の多様な意見を的確に把握し、意思決定に反映させるとともに、「市民に開かれた議会」「市民と協働する議会」の推進に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) パブリックコメント　議会が独自の観点から条例等を策定し、又は改廃する過程において、その案、その他必要な事項を公表し、市民から提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する考え方を公表する一連の手続をいう。

(2) 市民　次に掲げるものをいう。

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有するもの

ウ 市内の事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内の学校に在学する者

オ その他パブリックコメントに係る事案に利害を有するもの

（令５議会告示３・一部改正）

（対象）

第３条　パブリックコメントの対象は、次に掲げる条例等の策定又は改廃とする。

(1) 議会又は市の基本的な制度を定める条例等（専ら行政内部に適用されるものを除く。）

(2) 市民に義務を課し、又はその権利を制限する条例等（金銭徴収に関する条項を除く。）

(3) 前２号に掲げるもののほか、この要綱に定める手続を行うことが必要であると議長が認めるもの

（令５議会告示３・一部改正）

（対象の適用除外）

第４条　前条の規定にかかわらず、次に掲げる条例等の策定又は改廃については、パブリックコメントの対象としない。

(1) 緊急を要するもの

(2) 軽微なもの

(3) 法令により、縦覧、意見書の提出その他のパブリックコメントと同様の手続を行うもの

（公表の方法）

第５条　議会は、条例等を策定し、又は改廃するときは、あらかじめ条例等の案（以下「条例案」という。）を公表するものとする。

２　前項の規定により条例案を公表しようとするときは、次に掲げる関係資料を併せて公表するものとする。

(1) 条例案を作成した趣旨、目的及び背景

(2) 条例案の概要

(3) 前２号に掲げるもののほか、条例案に関し、参考となる事項

３　前２項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 市議会のホームページへの掲載

(2) 庁舎６階　議会局での閲覧

(3) その他議長が指定する場所での閲覧

４　第１項及び第２項の規定により公表する場合において、公表しようとする内容が相当量に及ぶときには、公表しようとする内容全体の入手方法を明示した上で

内容の一部を省略し、公表することができる。

（令５議会告示３・一部改正）

（予告）

第６条　議会は、前条の規定により条例案を公表する前に、次に掲げる事項をつくば市議会だより及び市議会ホームページへ掲載することにより、パブリックコメントの実施を予告するものとする。

(1) 条例案の名称

(2) 条例案に対する意見の提出期間

(3) 条例案の入手方法

（意見の提出）

第７条　議会は、条例案の公表の日から１か月程度の期間を設けて、条例案について意見の提出を求めなければならない。

２　前項に規定する意見の提出の方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 議会が指定する場所への持参

(2) 郵便

(3) 電子メール

(4) ファクシミリ

(5) その他議会が必要と認める方法

３　条例案についての意見を提出しようとする市民は、氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称、代表者氏名及び所在地）を明記の上、前項に規定する方法により提出するものとする。

（令５議会告示３・一部改正）

（意見の処理）

第８条　議会は、提出された意見を考慮して、条例案について意思決定を行うものとする。

２　前項の意思決定を行ったときは、提出された意見の概要及びこれに対する議会

の考え方並びに当該条例案を修正した場合にあっては、当該修正の内容及びその理由を公表するものとする。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

(1) 賛否の結論のみを示した意見

(2) 内容が実施対象の内容に合致しない意見

(3) 前条に規定する意見提出の定めに違反して提出された意見

(4) つくば市情報公開条例（平成27年つくば市条例第27号）第５条に掲げる情報に該当する意見

３　第５条第３項の規定は、前項の規定による公表について準用する。

（平28議会告示３・令５議会告示３・一部改正）

（一覧表の作成等）

第９条　議長は、パブリックコメントを実施している案件の一覧表を作成し、公表するものとする。

２　前項の案件の一覧表には、条例案の名称、条例案に対する意見の提出期間、条例案の入手方法及び問合せ先を記載するものとする。

（令５議会告示３・一部改正）

（委任）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附　則

この告示は、平成26年９月５日から施行する。

附　則（平成28年議会告示第３号）

この告示は、平成28年10月１日から施行する。

附　則（令和５年議会告示第３号）

この告示は、令和５年４月１日から施行する。